

みんな知ってる？！

# 子どもの権利条約 1条～40条

石狩市の子どもの権利条例を制定するため、その基本となる考え方「子どもの権利条約」の条文を、イラスト付きでわかりやすくご紹介いたします。もっと詳しく知りたいと思ったら、日本ユニセフ協会の「子どもの権利カードブック」などを読んでみましょう。

【子どもの権利条約の四つの権利】 子どもの権利条約は、4つの権利のグループに分かれています。

生きる権利

育つ権利

参加する権利

守られる権利

## 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる

【第6条】



命が守られ自分らしく  
成長できる

【第24条】



いつでも  
健康でいられる

【第25条】



しせつ  
施設に入っている  
子どもの様子を  
かくにん  
確認

【第26条】



住まいや食べ物に困らず  
暮らせる

【第27条】



子どもがすこやかに  
育つように国も努力する

## 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる

【第7条】



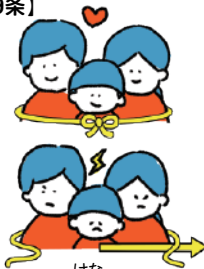
だれ  
誰もが名前や国籍を  
持つことができる

【第8条】



名前、国籍、家族は  
だれ  
誰にも奪われない

【第9条】



親と引き離されない

【第10条】



別々の国にいる  
親と会える

【第11条】



よその国に  
連れ去られない

【第18条】



親に責任を持って  
育ててもらう

【第20条】



家族と暮らせなくても  
安心して暮らせる

【第21条】



最も良いと確認された  
環境で育ててもらう

【第23条】



心やからだに障がいがあっても  
安心して  
社会参加できる

【第28条】



いろいろな方法で  
学べる権利

【第29条】



一人一人の能力を伸ばしながら  
人権、平等、文化が学べる

【第30条】



自分の文化を大切に

【第31条】



休むことも遊ぶことも  
大切な権利

【第39条】



傷ついた心やからだを  
回復させる

## 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動できる

【第12条】



自分のかかわることに  
自由に意見を言える

【第13条】



伝えたいことを伝えること、  
知りたいことを知ること

【第14条】



信じることも思うことも  
自由にできる

【第15条】



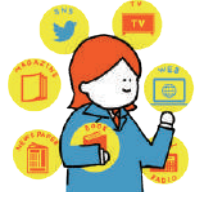
いろんな考えの人と  
集まって仲間になれる

【第16条】



ひみつ  
秘密は守られる

【第17条】



自分の成長に役立つ  
情報を手に入れられる

## 守られる権利

暴力や差別、虐待、<sup>ぎゃくたい</sup>有害な労働などから守られる

【第19条】



親から子どもへの暴力は  
許されない

【第22条】



<sup>なんみん</sup>難民になった子どもは  
助けてもらえる

【第32条】



無理やり働かされない・  
<sup>きけん</sup>危険な仕事をさせない

【第33条】



薬物から子どもを守る

【第34条】



性暴力からも子どもを守る

【第35条】



<sup>ゆうかい</sup>誘拐や人身売買から  
子どもを守る

【第36条】



子どもを利用する「搾取」  
を許さない

【第37条】



<sup>そんげん</sup>罪を犯しても尊厳が  
守られるように

【第38条】



<sup>うば</sup>命と幸せを奪う戦争に  
子どもを参加させない

【第40条】



<sup>しえん</sup>やり直すチャンスと支援  
を受けられる

## 【参考】子どもの権利とは？

子どもの権利条約には4つの権利以外に、子どもの権利条約の考え方や大事な視点についても定められています。

## 18歳未満はみんな子ども



【第1条】

子どもは<sup>さい</sup>18歳になる  
誕生日の前日まで



【第2条】

<sup>ちが</sup>どんな違いがあっても  
差別はダメ



【第3条】

子どもにとって  
最も良いことを  
一番に考える



【第4条】

国は努力する  
義務がある



【第5条】

子どもが権利を  
使うには、  
<sup>やくわり</sup>保護者の役割が大事